浄化槽設置整備事業 計画確認書

私は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請に際し、次の事項に　　ついて施工業者から事前説明を受け、理解及び承諾をしました。

1. 一戸建て住宅のし尿浄化槽処理対象人員の算定方法に係る　　　取り扱いについて、住宅の延べ床面積が160㎡を超える場合、本来　7人槽とすべきところ、以下の全ての条件が適合する場合には、　　設置基準緩和届の手続を経て5人槽の設置が可能であること。

・実居住人員及び将来の居住人員見込みが5人以下である

・使用水量見込みが1日当たり1,000㍑（1㎥）以下である

1. 合理的な理由があり、止むを得ず、既設単独処理浄化槽または　　　汲み取り式便槽が撤去出来ない場合でも、将来的に土地を売却する　場合等に最終的には全撤去が必要であること。

令和　　年　　月　　日

氷見市長　あて

（設置者）住　所

氏　名

連絡先

設置場所